## 貸与奨学金誓約書

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 理事長様

この度、貴会の奨学金の貸与をうけるにあたり、奨学生及び連帯保証人は下記の事項について誓約します。

記

- 1. 奨学金は入学金や授業料等に使用します。遊興費に使用した場合は全額返還します。
- 2. 卒業後は返還方法に従って返還します。
- 3. 進学や休学等をした場合、または氏名・住所・連絡先等の変更があった場合は遅滞なくその旨を貴会に届け出ます。
- 4. 奨学生が返還できない場合は責任をもって連帯保証人が返還します。
- 5. 返還期限を過ぎた場合は、その日から 6 か月を超えるごとに延滞している元本について延滞金を支払います。
- 6. 返還の納期限を1年以上延滞したときは、直ちに貸与奨学金の全額と延滞金がある場合はそれを含めて全額返還します。
- 7. 正当な事由なく返還を延滞した場合は、強制執行の手続き等の法的手段を取られても異議はありません。
- 8. 返還の延滞や連絡が取れない状況が続いたときは、業務に必要な範囲において、奨学生及び連帯保証人に対して次の対応を行うことに同意します。
  - (1)住所地における居住の有無、転出入の状況の調査。
  - (2) 勤務や給与支払状況等に関する勤務先等への連絡。
  - ※内容に応じて外部の会社や弁護士等に依頼することがあります。

			以上	
	令和	年	月	日
奨学生(自署)			_	
連帯保証人(自署)			_ 実印	

※印鑑は奨学生申請書・奨学金借用証書と同じものを使用すること。